

所得税の申告

問合せ 廿日市税務署（音声ガイダンス）☎⑩1217

■ 所得税の申告会場

とき 2月18日(月)～3月15日(金)
受付時間 8時30分～16時（土・日曜日、祝日を除く）
ところ 廿日市地方合同庁舎
廿日市税務署（廿日市新宮1-5-40）

※還付申告の場合は、2月18日(月)以前でも申告書を提出することができます。来場は公共交通機関を利用してください

■ 所得税の申告が必要な人

所得の種類	申告が必要な人
事業所得や不動産所得などがある場合	平成24年分の所得金額の合計が、所得控除の合計額を超える人
給与所得がある場合	①給与の年収が2千万円を超える人 ②給与・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人 ③給与を2カ所以上から受け取り、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
保険金を受け取った場合	保険金が死亡か満期によるものか、誰が保険料を負担していたかなどにより課税方法が異なります。税務署に相談してください。

■ 年金受給者の確定申告の簡素化

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は不要となりました。
・この場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
・所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
※詳しくは問い合わせください

申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。
また、作成したデータは、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

※e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要）、ICカードリーダライタの購入など、事前準備が必要です

「e-Tax」を利用して申告すると

1 平成24年分の申告で最高3,000円の税額控除

本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Taxで期限内に申告する場合は、最高3,000円の税額控除が受けられます（平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回）。

2 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容（病院などの名称、支払金額など）を入力して送信することにより、これらの書類の提出を省略することができます。（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります）。

3 還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。
※e-Taxを利用すれば、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税に関する各種手続きができます。しかも、1月15日～3月15日の間は24時間利用できます。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください

市・県民税の申告

問合せ 課税課 市民税係☎⑩9113

市県民税の申告は市役所、各支所へ市県民税の申告書は、期限内に早めに提出しましょう。

申告に必要なもの

- ①所得金額を証明する書類（源泉徴収票、収支内訳書など）
 - ②社会保険料の領収書、生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・長期損害保険料の支払証明書など
 - ③医療費控除を受ける人は、医療費などの領収書（必ず病院ごと、個人ごとにまとめて、集計しておいてください）
 - ④印鑑（ゴム製不可）
- ※①～③は平成24年中（平成24年1月～12月）のものに限る
- 午前の受付 8時30分～11時30分 午後の受付 13時～17時

■ 市県民税の申告が必要な人

区分	条件
市県民税の申告が必要な人	平成25年1月1日現在、本市に住んでいた人で、平成24年中（平成24年1月～12月）に所得のあった人（「所得」とは、総収入から必要経費を引いた残りです）
市県民税の申告が必要ない人	・税務署に所得税の確定申告書を提出した人 ・給与や公的年金などの所得者で、勤務先や公的年金などの支払者から支払報告書（源泉徴収票）が市へ提出されており、それ以外の所得がない人 ※給与以外の所得がある場合は、たとえ少ない額でもそれを含めた申告が必要です ※公的年金の受給者で、所得控除（医療費控除、社会保険料控除など）を受けようとする人は申告が必要です

■ 市県民税の申告相談日程

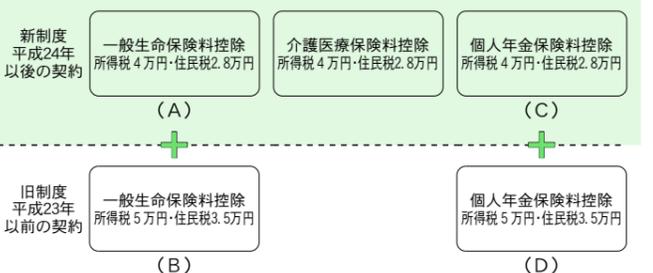
※土・日曜日を除く

とき	ところ
2月18日(月)～3月15日(金) 8時30分～17時	市役所1階 申告相談会場
	佐伯支所2階 申告相談会場
	大野支所3階 申告相談会場
2月20日(水)、2月27日(水) 3月6日(水)、3月13日(水) 8時30分～17時	吉和支所1階 申告相談会場
2月21日(木)、2月28日(木) 3月7日(木)、3月14日(木) 8時30分～17時	宮島支所1階 申告相談会場

■ ■ ■ 生命保険料控除の制度が変わりました

改正後の生命保険料控除の限度額

全体の適用限度額 所得税12万円・住民税7万円



税務署からのお知らせ

■ ■ ■ 平成26年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます

平成26年1月から、個人で事業（農業を含む）や不動産貸付などを行うすべての人について、記帳・帳簿などの保存が必要となります。
※現行の記帳・帳簿などの保存制度の対象者は、白色申告の人のうち前々年分あるいは前年分の事業所得などの金額の合計額が300万円を超える人です

みんなが手をつなぐために

地縁の中で

子育て中の母親にとって、手を差し伸べ、力になってくれる人がいるというのは、うれしく、ありがたいものです。困ったときはもちろんのこと、子どもの成長を喜んでくれる言葉にも、日頃の付き合いをうれしく感じるのではないのでしょうか。

おせっかい？

Fさんは、子どもさんが遠くに住み、なかなか、お孫さんと会うことができません。子ども好きなFさんは、スパーなどで出会った親子に、ついつい声を掛けてしまうそうです。今どきのことなので、知らない方に突然声を掛けられても、なかなか心を許すことはできません。なのに、Fさんはもう一歩歩み寄り、相手のことは一切聞かず、「困ったり、遊びに来たかったりしたら、電話をしてほしい」と自宅の電話番号を書いたメモを渡すというのです。
そんな声を掛けてもらった1人がA子さんです。初めは驚いて、そのままにしておきました。しかし親元は遠く、知らない土地に引っ越してきて、頼る人がいない毎日でした。

声を掛けてもらったのもうれしく、おそろおそろ電話をしたそうです。すると、「近所にも小さな子どもを連れた人がいるから、声を掛けてみるね」と言われました。Fさん宅で出会ったA子さんとB子さん。年頃も、子どもの月齢も

大して変わらない親子同士はすぐに打ち解けました。初めて声を掛けてもらったから数カ月が経っていました。
甘える場所が出来たA子さん。その日以来、毎週のように若い親子は、時に仲間を増やしながら、Fさん宅を拠点に子育てを楽しんでいます。「おせっかい」と言われればそれまでですが、楽しそうな親子の笑顔は大切なものを教えてくれています。これが地縁（住んでいる土地で結ばれた縁）の一步ではないでしょうか。

地域で子育て、老後も？

よく地域で子育てをと言われる。また地縁の大切さも言われます。しかし、若い人にとつて「地域」は敷居が高いようです。まして転居したり、知らない土地に結婚して来た人たちにとっては、地域に入ることは容易ではありません。子どもの時から慣れ親しんでいても、隣近所と子育て論は、なかなか交わらせるものではありません。多くの情報が早く行き交う現代、何事も方法は1つではありません。押し付けられたり、強引な助言は若い人をますます悩ませることもあります。

温かく、心広く、若い人に家を開放するFさんは、地縁を広める大切な扇の要のように思えます。

お年寄りのヘルパーをしている方が、日頃自分の親には何もできないけれど、「地域のお年寄りを助けることで自分の親につながると思う」と言われます。それも地縁の一つなのではないでしょうか。

もうすぐ転勤の時期がやってきます。転勤族のB子さんは、転勤先で新たなFさんを探したいと言っています。そして、いつかFさんを見習って、地域の手助けをしたいとも言います。家族の暮らしが広域にならざるを得ない現代社会。地域の力が、若い人も若きも助けになります。みんなで地縁を結び、その輪を広げましょう。

この欄は、市民と市職員で構成する「広報人権問題シリーズ編集委員会」が編集しています

問合せ 人権・男女共同推進課 啓発・推進係☎⑩9136